

山梨県学校給食等物価高騰対応事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、コロナ禍や国際情勢の変化に伴う物価高騰に直面する保護者等の給食のための支出に係る負担軽減を図るとともに、県立学校が栄養バランスや量を低下させることなく給食を提供することができるよう、県立学校の給食会計総括責任者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で学校給食等物価高騰対応事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県立学校 山梨県が設置する夜間定時制高等学校及び特別支援学校のうち、給食を提供している学校
- (2) 給食 学校給食法(昭和29年法律第260号)、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律第157号)及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)の規定に基づき提供される県立学校の学校給食並びに県立特別支援学校の寄宿舎において提供される給食
- (3) 給食費 給食食材の調達に係る保護者等が負担するべき経費
- (4) 給食会計総括責任者 県立学校における給食を実施している学校の給食費会計を取り仕切り、その事務を掌握する者
- (5) 保護者等 給食費を負担するべき者(保護者、生徒及びその者の就学に要する経費を負担するべき者)

(補助金交付の対象となる経費及びその補助額)

第3条 教育長は、補助事業者が給食の提供(以下「補助事業」という。)を行う場合に必要とされる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、補助金交付の対象として次項により算出した額について交付するものとする。

2 補助対象経費は給食費における物価高騰に伴う増額分とし、交付申請額の算定方法については、次のとおりとする。

【{(一食当たり給食費の値上げ後単価) - (一食当たり給食費の値上げ前単価)} × (補助期間給食等延べ回数)】 × 1 / 2

ただし、3%以内の値上げの場合は、補助対象外とする。また、1円未満が発生した場合は、切り捨てる。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育長が別に定める日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 給食費計画書(様式第2号)
- (2) 給食費単価(値上げ前及び値上げ後)の決定を証明する書類
- (3) 前各号のほか教育長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない場合を除く。)しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、教育長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付の条件等に違反した場合の措置)

第6条 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、教育長の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を教育長に報告しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 教育長は、補助金交付申請書の提出があったときは補助金交付の適否を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、概算払により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を教育長に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日以内又は補助金等の交付を決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 給食費報告書(様式第7号)
- (2) 給食の実施が確認できる書類
- (3) 前各号のほか教育長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 教育長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 教育長は、次に掲げる場合には、規則第15条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助事業者が、法令若しくはこの要綱又はこれに基づく教育長の指示、命令に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要

がなくなった場合

- 2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、規則第16条の規定に基づき、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月11日から施行し、令和4年10月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(様式第1号)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 給食会計総括責任者

印

年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金交付申請書

年度において、物価高騰に伴う学校給食費の保護者等負担増の軽減のため、山梨県学校給食等物価高騰対応事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 事業予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 交付申請額 金 円

申請額の内訳

学校給食費： 金 円

寄宿舎給食費： 金 円

3 添付書類

- (1) 給食費計画書(様式第2号)
- (2) 給食費単価(値上げ前及び値上げ後)の決定を証明する書類
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(様式第2号)

給食費計画書 (学校給食用)

学校名 _____

(A) 値上げ前の給食単価 円

$(B-A)/A \times 100$

(B) 値上げ後の給食単価 円

値上げ率 %

(C) 合計食数

$(B-A) \times C$
補助対象経費 円

食数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

※補助対象月日のみ記入すること。

※職員分を除いた数を記入すること。

(様式第2号)

給食費計画書 (寄宿舎給食用)

学校名 _____

(A) 値上げ前の給食単価 円

$(B-A)/A \times 100$

(B) 値上げ後の給食単価 円

値上げ率 %

$(B-A) \times C$

(C) 合計食数

補助対象経費 円

朝食

食数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

※補助対象月日のみ記入すること。

※職員分を除いた数を記入すること。

(様式第2号)

給食費計画書 (寄宿舎給食用)

学校名 _____

(A) 値上げ前の給食単価 円 $(B-A)/A \times 100$
(B) 値上げ後の給食単価 円 値上げ率 %
(C) 合計食数 補助対象経費 円 $(B-A) \times C$

夕食

食数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

※補助対象月日のみ記入すること。

※職員分を除いた数を記入すること。

(様式第3号)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 給食会計総括責任者

印

年度学校給食等物価高騰対応事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止、廃止）したいので、山梨県学校給食等物価高騰対応事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更（中止、廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

(様式第4号)

文 書 番 号
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県教育委員会教育長

年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった学校給食等物価高騰対応事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

	補助対象経費	補助金の交付決定額	備考
学校給食費			
寄宿舎給食費			
合 計			

- 3 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、教育長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに教育長に報告してその指示を受けること。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業の遂行及び収支状況について、教育長の要求があったときは、速やかに事業の遂行状況を教育長に報告しなければならない。

7 当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日以内又は補助金の交付を決定した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書に別に定める書類を添えて教育長に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第5号)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 給食会計総括責任者

印

年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました 年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

	補助金交付 決定額①	既受領済額②	差 引 額 ①-②=③	今回請求額④	備 考
学校給食費					
寄宿舍給食費					
合計					

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替

(学校給食費)

振替先銀行名		本店・支店 の別	店
預金種別	当座 ・ 普通 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名	(フリガナ) -----		

(寄宿舎給食費)

振替先銀行名		本店・支店 の別	店
預金種別	当座 ・ 普通 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名	(フリガナ) -----		

(様式第6号)

文 書 番 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 給食会計総括責任者

印

年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のありました 年度学校給食等物価高騰対応事業費補助金について、山梨県学校給食等物価高騰対応事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 添付書類

- (1) 給食費報告書(様式第7号)
- (2) 給食の実施が確認できる書類
- (3) その他教育長が必要と認める書類

(様式第7号)

給食費報告書 (学校給食用)

学校名 _____

(A) 値上げ前の給食単価 円

$(B-A)/A \times 100$

(B) 値上げ後の給食単価 円

値上げ率 %

(C) 合計食数

$(B-A) \times C$
補助対象経費 円

食数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

※補助対象月日のみ記入すること。

※職員分を除いた数を記入すること。

(様式第7号)

給食費報告書 (寄宿舎給食用)

学校名 _____

(A) 値上げ前の給食単価 円

$(B-A)/A \times 100$

(B) 値上げ後の給食単価 円

値上げ率

%

(C) 合計食数

$(B-A) \times C$

補助対象経費

円

朝食

食数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

※補助対象月日のみ記入すること。

※職員分を除いた数を記入すること。

(様式第7号)

給食費報告書 (寄宿舎給食用)

学校名 _____

(A) 値上げ前の給食単価 円

$(B-A)/A \times 100$

(B) 値上げ後の給食単価 円

値上げ率 %

$(B-A) \times C$

(C) 合計食数

補助対象経費 円

夕食

食数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1日							
2日							
3日							
4日							
5日							
6日							
7日							
8日							
9日							
10日							
11日							
12日							
13日							
14日							
15日							
16日							
17日							
18日							
19日							
20日							
21日							
22日							
23日							
24日							
25日							
26日							
27日							
28日							
29日							
30日							
31日							
合計							

※補助対象月日のみ記入すること。

※職員分を除いた数を記入すること。